

長野県多文化共生推進指針 策定委員会報告書

(骨子案)

平成 27 年 (2015 年) 月

長野県多文化共生推進指針策定委員会

目次

第1章 指針策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 背景（外国籍県民を取り巻く環境）
- 3 現状と課題の整理

第2章 基本目標

第3章 施策目標と主な施策

- 1 多様性を活かした地域の創造
- 2 誰もが参加できる地域の創造
- 3 誰もが自立して暮らせる地域の創造

第4章 施策推進のための役割分担の明確化

参考資料

- 1 長野県多文化共生推進指針策定委員会
 - (1) 長野県多文化共生推進指針策定委員会設置要綱
 - (2) 長野県多文化共生推進指針策定委員会検討経緯
- 2 長野県内に在住する外国人の推移
- 3 各種アンケート
 - (1) 外国籍県民意識調査
 - (2) 多文化共生に係る県民アンケート
 - (3) 日本語学習支援における地域の連携状況等に関するアンケート結果
- 4 行政機関の窓口

【第1章 指針策定に当たって】

1 策定の趣旨

長野県では、1990年の出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）の改正により増加した外国籍県民へのコミュニケーションや生活を支援するため、2001年度から多文化共生くらしのサポーターを設置し、地域共生コミュニケーター制度やサンタプロジェクト（外国籍児童生徒就学支援事業）の推進に取り組んできました。

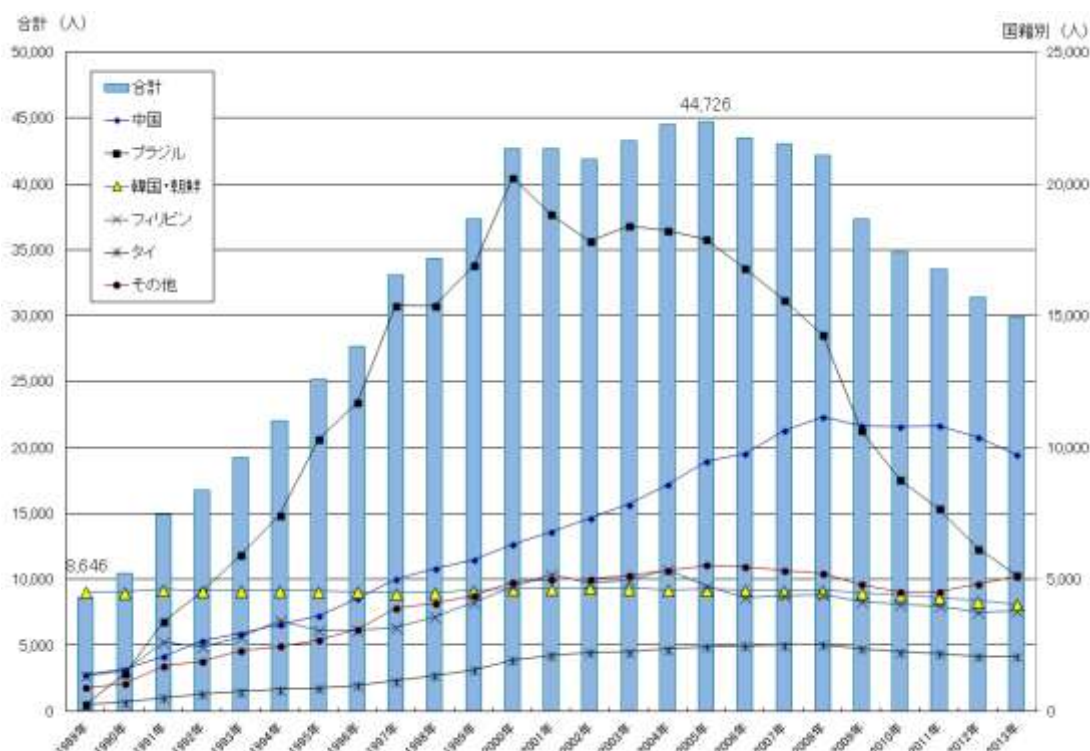
また、2008年度には、外国籍県民を地域社会の構成員として共に生きていくためのシステムづくりを検討するため、長野県多文化共生研究会において、「多文化共生研究会報告書」を取りまとめました。

その中では、生活支援、コミュニケーション支援、共生の地域づくりについて、取組の方向性が示されました。

今般、報告書のとりまとめから5年が経過し、外国籍県民を取り巻く環境の変化に対応するとともに、2013年3月に策定した「しあわせ信州創造プラン」を推進するために、2006年に総務省から通知のあった地域における多文化共生推進プラン（総行国第79号総務省自治行政局国際課長通知）の規定に基づくプランとして、長野県内のこれからの多文化共生の具体的な道標となる多文化共生推進指針を策定することとしました。

2 策定の背景 外国籍県民を取り巻く環境

(1) 長野県の外国人住民数の推移



| 国籍別(人) | 外国人登録者数 | | | | | | | | | | | | | 外国人住民数 | 構成比(%) |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 | 2006年 | 2007年 | 2008年 | 2009年 | 2010年 | 2011年 | 2012年 | | |
| 中国 | 6,327 | 6,811 | 7,321 | 7,849 | 8,583 | 9,467 | 9,762 | 10,649 | 11,146 | 10,835 | 10,791 | 10,840 | 10,403 | 9,727 | (32.5) |
| ブラジル | 20,227 | 18,866 | 17,818 | 18,400 | 18,242 | 17,911 | 16,789 | 15,595 | 14,278 | 10,632 | 8,777 | 7,679 | 6,160 | 5,154 | (17.2) |
| 韓国・朝鮮 | 4,634 | 4,654 | 4,664 | 4,657 | 4,618 | 4,626 | 4,612 | 4,582 | 4,589 | 4,505 | 4,432 | 4,314 | 4,181 | 4,052 | (13.5) |
| フィリピン | 4,701 | 5,168 | 4,854 | 4,973 | 5,359 | 4,731 | 4,507 | 4,386 | 4,415 | 4,162 | 4,048 | 3,967 | 3,765 | 3,795 | (12.7) |
| タイ | 1,939 | 2,125 | 2,231 | 2,248 | 2,358 | 2,457 | 2,489 | 2,497 | 2,515 | 2,370 | 2,251 | 2,201 | 2,083 | 2,073 | (6.9) |
| その他 | 4,883 | 5,004 | 4,997 | 5,143 | 5,322 | 5,532 | 5,490 | 5,395 | 5,225 | 4,800 | 4,515 | 4,514 | 4,806 | 5,123 | (17.1) |
| 合計 | 42,711 | 42,648 | 41,905 | 43,270 | 44,482 | 44,726 | 43,449 | 43,044 | 42,168 | 37,304 | 34,814 | 33,521 | 31,398 | 29,924 | (100.0) |

H24(2012)12.31 全国計 2,034,656 (H25(2013)3)在留外国人統計4-V
 (注)本表の数値は単国際課の集計であり、出国記録等によって調整された法務省「在留外国人統計」の数値とは差が生じている。

1990年の入管法改正以降、就労目的の日系ブラジル人が急増するなど、外国籍県民が増加しました。

県内景気の減退により、ここ数年は減少が続き、2013年12月末の県内の外国人住民数は29,924人となっています。中でもブラジル国籍者の減少は、大幅なものとなりました。

一方、在留資格の「永住者（一般永住者）」が全体の約4割を占めるなど、外国籍県民の定住化が進んでいることも近年の特徴と言えます。

（2）長野県経済の状況

長野県の経済情勢は、バブル崩壊後、90年代は個人消費や設備投資の低迷により、減退しました。

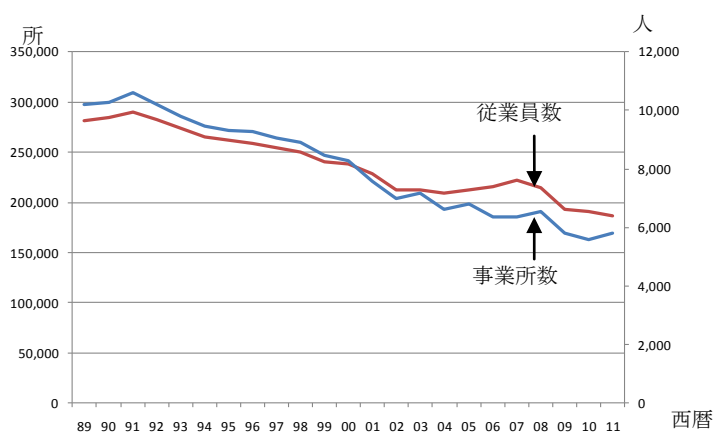
一部に長野オリンピックによる効果もありましたが、2000年代初めは、一進一退を繰り返し、世界同時株安などによるアジアの経済不安やグローバル化の進展による国内外の価格競争の影響を受け、低迷が続きました。

その後は、BRICs（ブリックス）などの新たな市場の発展に伴い、徐々に回復しましたが、2007年に生じたサブプライムローンによる信用不安や2008年のリーマンブラザーズの経営破綻により、再び、大きく減退しました。

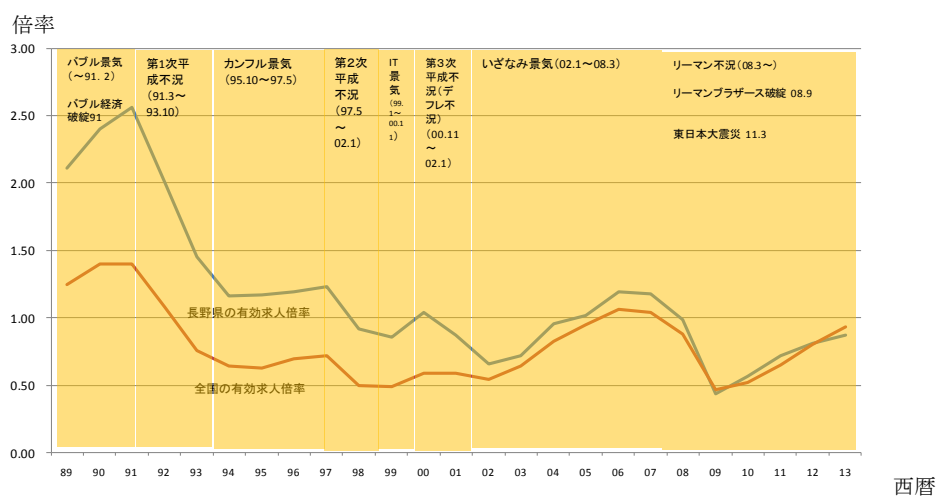
県内製造業事業所及び従業員数は、1991年をピークに減少し、2000年代後半に持ち直しの動きもありましたが、減少しています。

また、県の有効求人倍率は、全国の有効求人倍率より高水準で、景気動向に合わせて形で推移していましたが、2009年以降、全国平均と同様1倍を下回る厳しい状況が続いています。

【県内製造業事業所数と従業員数】



【有効求人倍率の推移】

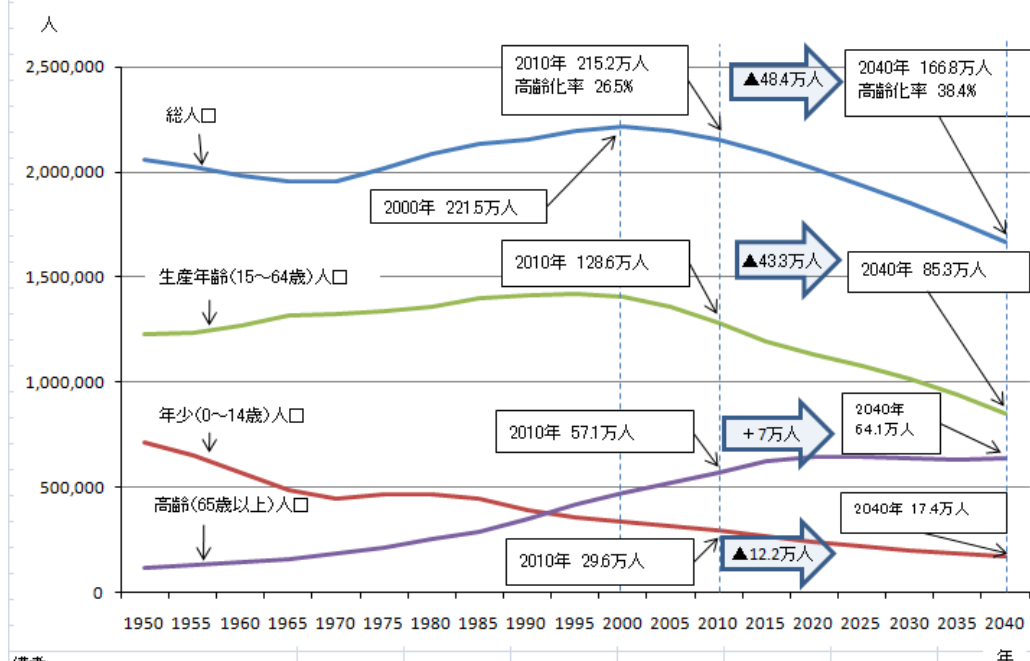


(3) 長野県の人口推移

長野県の人口は、2010年から30年間で約50万人（▲25%）の人口が減少すると推計されています。日本創生会議が2040年までに全国の自治体の半数が持続可能性を失うことを予想したことを受けて、全国知事会議では少子化非常事態宣言（2014年7月）を出したところですが、長野県内の市町村にはそうした自治体が多数含まれております。

| 長野県 将来推計人口 | | | | | | | |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| (単位:人) | | | | | | | |
| 男女計 | | | | | | | |
| 総数 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
| 総数 | 2,152,449 | 2,090,658 | 2,018,822 | 1,937,623 | 1,851,124 | 1,760,905 | 1,668,415 |
| 年少人口(0~14歳) | 295,802 | 270,405 | 242,286 | 217,705 | 196,359 | 183,320 | 174,499 |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 1,285,787 | 1,194,900 | 1,131,042 | 1,076,998 | 1,017,763 | 943,775 | 852,964 |
| 高齢人口(65歳以上) | 570,860 | 625,353 | 645,494 | 642,920 | 637,002 | 633,810 | 640,952 |
| 高齢人口(75歳以上) | 305,256 | 327,310 | 353,270 | 391,701 | 401,360 | 391,866 | 381,893 |
| 男 | | | | | | | |
| 総数 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
| 総数 | 1,046,178 | 1,015,924 | 980,426 | 940,062 | 896,820 | 851,722 | 806,067 |
| 年少人口(0~14歳) | 151,951 | 138,638 | 124,162 | 111,651 | 100,702 | 94,019 | 89,494 |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 650,220 | 605,385 | 573,980 | 547,498 | 518,260 | 481,335 | 435,611 |
| 高齢人口(65歳以上) | 244,007 | 271,901 | 282,284 | 280,913 | 277,858 | 276,368 | 280,962 |
| 高齢人口(75歳以上) | 117,520 | 128,130 | 141,367 | 160,290 | 164,657 | 159,595 | 154,990 |
| 女 | | | | | | | |
| 総数 | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
| 総数 | 1,106,271 | 1,074,734 | 1,038,396 | 997,561 | 954,304 | 909,183 | 862,348 |
| 年少人口(0~14歳) | 143,851 | 131,767 | 118,124 | 106,054 | 95,657 | 89,301 | 85,005 |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 635,567 | 589,515 | 557,062 | 529,500 | 499,503 | 462,440 | 417,353 |
| 高齢人口(65歳以上) | 326,853 | 353,452 | 363,210 | 362,007 | 359,144 | 357,442 | 359,990 |
| 高齢人口(75歳以上) | 187,736 | 199,180 | 211,903 | 231,411 | 236,703 | 232,271 | 226,903 |
| 割合 | | | | | | | |
| 年齢別割合(0~14歳:%) | 2010年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2035年 | 2040年 |
| 年齢別割合(0~14歳:%) | 13.7 | 12.9 | 12.0 | 11.2 | 10.6 | 10.4 | 10.5 |
| 年齢別割合(15~64歳:%) | 59.7 | 57.2 | 56.0 | 55.6 | 55.0 | 53.6 | 51.1 |
| 年齢別割合(65歳以上:%) | 26.5 | 29.9 | 32.0 | 33.2 | 34.4 | 36.0 | 38.4 |
| 年齢別割合(75歳以上:%) | 14.2 | 15.7 | 17.5 | 20.2 | 21.7 | 22.3 | 22.9 |

長野県の人口の推移と推計(年齢3区分別)



備考

1 1950年~2010年までの実績値は国勢調査結果をもとに作成

2 2015年~2040年までの推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3)」をもとに作成

(4) 長野県のこれまでの取組

長野県では、「多文化共生研究会報告書」を受け、外国籍児童生徒への就学援助や災害時の外国籍県民への支援体制づくりなどの生活支援、生活一般の相談に多言語に対応する多文化共生くらしのサポーターや法律相談会の実施などの相談・コミュニケーション支援、県内各地で外国籍県民と行政とのパイプ役として活躍する「地域共生コミュニケーター」や外国籍県民のコミュニティーのリーダーとしての役割を担うキーパーソンのネットワーク会議開催などの共生の地域づくりに取り組んできました。

| 県国際課の多文化共生施策の経緯 | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分 | 事業名 | 平成21年度 2009 | 平成22年度 2010 | 平成23年度 2011 | 平成24年度 2012 | 平成25年度 2013 | 平成25年度事業内容 |
| 共生の地域づくり | 外国籍県民ネットワークの連携支援事業 | | | | | | 外国籍県民の「キーパーソン」ネットワーク会議を開催する。(国・県・市・町・村) ・外国籍県民が主体となったモデルとなる活動の発表 ・県民の活動の立ち上げを促進するための研修(事業計画・研修づくり等) |
| | 多文化共生地域づくり推進事業 | | | | | | (多文化共生に係る「パネル」の展示やリーフレットの配布により地域住民及び外国籍県民の異文化理解のための意識啓発を行う。) |
| | 地域共生コミュニケーター活動支援事業 | | | | | | 外国籍県民と行政とのパイプ役となるなど、地域で多文化共生の推進のために活動するボランティアを「地域共生コミュニケーター」として支援する。 ・コミュニケーターと県、市町村、関係団体等との連携を図るための連絡会議を開催(4地区) |
| 相談・コミュニケーション支援 | 多文化共生くらしのサポーター制度事業 | | | | | | 県の行政サービス、子どもの就学、生活一般等の相談に多言語で対応する。 ・ポルトガル語、中国語、タガログ語、タイ語、英語の6言語 ・県国際課の員4名を(公財)長野県国際化推進センター内に配置 |
| | 法律相談会開催事業 | | | | | | 通訳付きで弁護士と行政書士による法律・行政相談会を開催する。 ・県下2地区で開催 |
| | 通訳派遣事業 | | | | | | 県内在住で通訳ができる者を登録し、県民課の窓口等へ必要に応じて派遣する。 |
| | 外国語情報提供事業 | | | | | | 県の支援事業をはじめ外国籍県民の生活に役立つ情報をまとめた情報誌を発行する。 ・日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語の7言語 ・12,000部/回×3回発行(約700箇所)に配布 |
| | 生活ガイドブック「ニューカマースガイド」提供事業 | | | | | | 長野県で新たな生活を始める外国籍県民の利便向上のために基本中の制度や問合せ先等をまとめた、県ホームページに掲載する。 ・日本語、英語、ポルトガル語、中国語、韓国・朝鮮語、タガログ語、タイ語、スペイン語、インドネシア語の7言語 |
| | 市町村等相談体制づくり支援事業 | | | | | | 母国語相談員等(18市町村/3750人)の研究会を開催する。 ・県下1会場で開催 ・相談事例の多い事例(年金、在留資格等)や相談技法の研修 ・ワークショップ(知識や経験(相談事例)の共有) |
| | 多文化共生支援員派遣事業 | | | | | | (県庁のほか、日系ブラジル人が居住している地域の地方事務所に支援員を配置し、行政サービスの巡回等を行う。) |
| 生活支援 | 外国籍児童就学支援プロジェクト外注推進事業 | | | | | | 県民、企業等からの寄付を財源に経済的に恵まれない外国籍児童生徒への就学奨励金を付与「サンシッププロジェクト」に負担金を交付し、その活動の継続や広がりを実現を図る。 |
| | 災害時の外国籍県民支援体制づくり事業 | | | | | | 災害時の県・市町村等関係機関による連携を強化及び通訳ボランティア等の支援人材養成のための研究会を開催する。 ・県と市町村職員によるワークショップ(年4回) ・関係機関による研修、ボランティア研修(年1回) |
| 推進体制の整備 | 外国籍県民施策に関する県内調整会議開催事業 | | | | | | 県内の関係各課による情報交換・意見交換等を行う。 |
| | 多文化共生推進連絡会議開催事業 | | | | | | 県・市町村や関係団体等が多文化共生の現状や課題の情報交換や意見交換等を行う。 |
| | 多文化共生推進協議会との連携 | | | | | | 長野県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、静岡県、名古屋市の7県1市で構成し、情報交換や県への提言活動などを行う。 |

(5) 国の取組

出入国管理及び難民認定法の改正等により急増した定住外国人に対応するため、総務省は、都道府県・指定都市外国人住民施策担当部局長あてに、2006年に「地域における多文化共生推進プラン」の策定について通知し、地方自治体における多文化共生の取組を促進しました。

また、同年には、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において、「生活者としての外国人」に関する総合的な対応策を取りまとめ、外国人を社会の一員として日本人と同様の公共サービスを楽しむ生活できるような環境整備が必要であるという問題意識の下、子どもの教育、労働環境の改善、社会保険等の加入促進等の施策を展開しました。

そうした中、2009年には内閣府に、定住外国人施策の推進に必要な企画、立案及び総合調整に関する事務を行う定住外国人施策推進室が設置されました。

この定住外国人施策推進室は、2010年に「日系定住外国人施策に関する基本指針」、2011年に「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定し、その中では、日本語が不自由な者が多い日系定住外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れ、社会から排除されないようにするため、日本語習得のための体制整備や生活の中で最低限必要な情報の正確かつ迅速な提供等の施策を各府省庁で展開することとされました。

2014年3月には、この行動計画の見直しが行われ、基本方針も合わせて一本化した「日系定住外国人施策の推進について」を策定しました。

一方、2012年には、新在留管理・住民基本台帳制度を開始したほか、2014年には、経済財政諮問会議・産業競争力会議において、外国人材の活用等について議論がなされ、同年6月に策定された骨太の方針には、50年後の人口規模1億人を維持するとともに、成長戦略において、技能実習制度の実習期間の延長等、外国人材の活用が盛り込まれました。

(6) 自治体の取組

1970年代に、一部の地方自治体が在日コリアンを対象とする人権施策に取り組みはじめ、その後、1990年代には、南米出身の外国人の増加、定住化の進行に伴い、文化や習慣の違いから生ずる諸課題が発生するようになり、南米出身の外国人の多い地方自治体では、ニューカマーを対象とする地域の国際化施策を展開するようになりました。

そうした中、2001年に浜松市の呼びかけにより、外国人集住都市会議が設立され、構成都市間で外国人市民に関わる施策に関する情報交換が行われ、地域の諸課題の解決に向けた取組が展開されると同時に、国の体制整備を求める政策提言も活発に行われています。

また、2004年には、群馬県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、本県及び名古屋市の7県1市で構成する多文化共生推進協議会も設置され、県レベルでの多文化共生に関する情報交換や国への提言を行っています。

また、宮城県と静岡県では多文化共生の推進に係る条例が制定されたほか、地域における多文化共生推進プラン（総務省通知）を受けて、外国人の多い自治体では、多文化共生推進プランが策定され、多文化共生の推進に係る取組が推進されています。

こうした取組は、当初は、外国人を対象とする支援施策が主体でしたが、少子高齢化やグローバル化が進む中、外国人の定住化に着目して、外国人の存在を積極的にとらえ、外国人の地域参加を促し、多様性を活用することにより、新たな地域の創造を目指す取組が増えつつあります。

(長野県内の市町村の取組について、追記する予定です。)

3 現状と課題の整理

県政モニターアンケート（H25.8 実施）、外国籍県民意識調査（H25.9～H26.2 実施）及び外国籍県民意見交換会等の特徴的な内容をもとに、外国人住民に関わる現状と課題を整理します。

【意識関係】

- 県政モニターアンケートでは、日本人で外国籍県民と何らかの関わりがあるとした者は約 30%でしたが、外国人と暮らす社会について、「望ましい」は約 70%でした。
- 一方、外国籍県民からは、中国や東南アジア出身者に対し、日本人は偏見があるという声がありました。

【教育関係】

- 日本で暮らしていく上で必要な情報として教育については、子育て世代で関心が高くなっています。
- 長野県内の外国籍児童生徒数は、1,887 人（H25.5 現在）在籍し、長野県内に散在している状況です。一方、ブラジル人学校は県内に 2 校あり児童生徒数は 36 人（H26.9 現在）です。

【地域社会関係】

- 地域活動への参加は比較的積極的な傾向がみられますが、滞日期間が長い者でも全く参加していないなど、ばらつきがみられます。
- 地域社会と交流が不十分で、同国出身者だけで生活している地域もあります。
- 外国籍県民の互助・交流等の活動の拠点づくりが求められています。

【日本語能力】

- 学習言語能力不足により、子どもの進学が難しい状況があります。
- 外国籍県民意識調査では、日本語能力は読み書きができない者は約 70%で、前回調査に引き続き、日常会話程度の者が多くなっています。
- また、日本を学んでいる者は約 50%ですが、日本語教室に関する情報提供を望む声もあります。

【労働関係】

- 外国籍県民意識調査では、採用の形態は、派遣社員及びパートタイム・アルバイトが約 40%で正規社員は 20%弱と前回調査と同程度です。
- 技能実習制度など労働現場の実態把握が望まれています。

【医療・社会保険関係】

- 外国籍県民意識調査では、年金の未加入者は約 40%、健康保険の未加入者は約 15%で、前回調査に比べるといずれも 10%以上減少しました。
- また、生活する上で最も必要な情報は医療・保健ですが、年金や健康保険制度については分かりやすい説明が求められています。
- また、県内各地域で医療通訳体制等の充実を望む声があります。

【防災関係】

- 外国籍県民意識調査では、「災害（地震、洪水等）について、どのようなことが不安か。」については、家族との連絡方法、理解できる言語で情報提供されるかなどが挙げられています。
- また、若い方や滞日日数少ない方は「災害がどんなものかわからない」割合が高くなっています。

【行政に望むこと】

- 外国籍県民意識調査で、行政に対して望むこととして、日本での生活に必要なルールの周知を望む声が18.4%と最も高く、相談体制や多言語化の充実が14.2%あります。
- 県政モニターアンケートにおいても、行政が力を入れるべき施策として、生活に必要なルールや習慣を周知することが最も望まれています。
- 地域によって生活支援策等の取組に違いがあります。

《取り組むべき課題》

- 次世代を担う子どもたちが、文化や価値観の違いを理解し、多面的な物の見方や考え方をする素地を育むとともに、外国人の存在がもたらす多様性を活用することにより、新たな地域の創造を推進していく必要があります。
- 外国籍県民の人権を守るとともに、地域社会へ積極的に参加できるような環境づくりに取り組む必要があります。
- 外国籍県民が、日本で生活していくために必要なコミュニケーションや生活支援を継続して行う必要があります。

第2章 基本目標

(案)国籍や文化の違いを尊重し合い、誰もが参加し、協働して、多様性を活かしたしなやかな地域を創造します。

【20年後の長野県の姿「未来の信州」】

○世界に貢献する信州

(グローバル化の進展により、地域の活力を維持していくためには、積極的に域外需要を取り込む必要があり、域外の多くの人々と交流していくことが重要)

○「豊かな」ライフスタイルを実現する信州

(地域の防災力の向上等によるどこでも営まれる快適な暮らし)

○誰にでも居場所と出番がある信州

(お互いの個性を尊重し、県民一人ひとりが社会の中で自分らしく活躍できる)

○一人ひとりの力を引き出す教育県信州

(子どもたちが自立する力を身につけ、長野県や日本に誇りを持ちながら世界を相手に活躍することが望まれている。)

「未来の信州」を実現するための多文化共生推進指針
計画期間：2015年～2019年の5年間

基本目標検討の要素

1 【誰もが自立して暮らせる地域】

「コミュニケーションに関する支援は継続し、外国籍県民の自立を促進する。」

これまで実施してきた意識調査や意見交換会において、現在の課題として最も多く挙げられていることは、コミュニケーション能力です。

コミュニケーション能力を身につけることは、自立して生活していくための第一歩です。

そこで、基本目標策定の要素として「コミュニケーションに関する支援は継続し、外国籍県民の自立を促進する。」という要素を掲げます。

2 【誰もが参加できる地域】

「キーパーソン等の育成を通じて、外国籍県民自らが参加する地域づくりを推進する。」

意識調査や意見交換会において課題として挙げられている外国籍県民が主体となった活動と県との連携による地域づくりを推進するため、

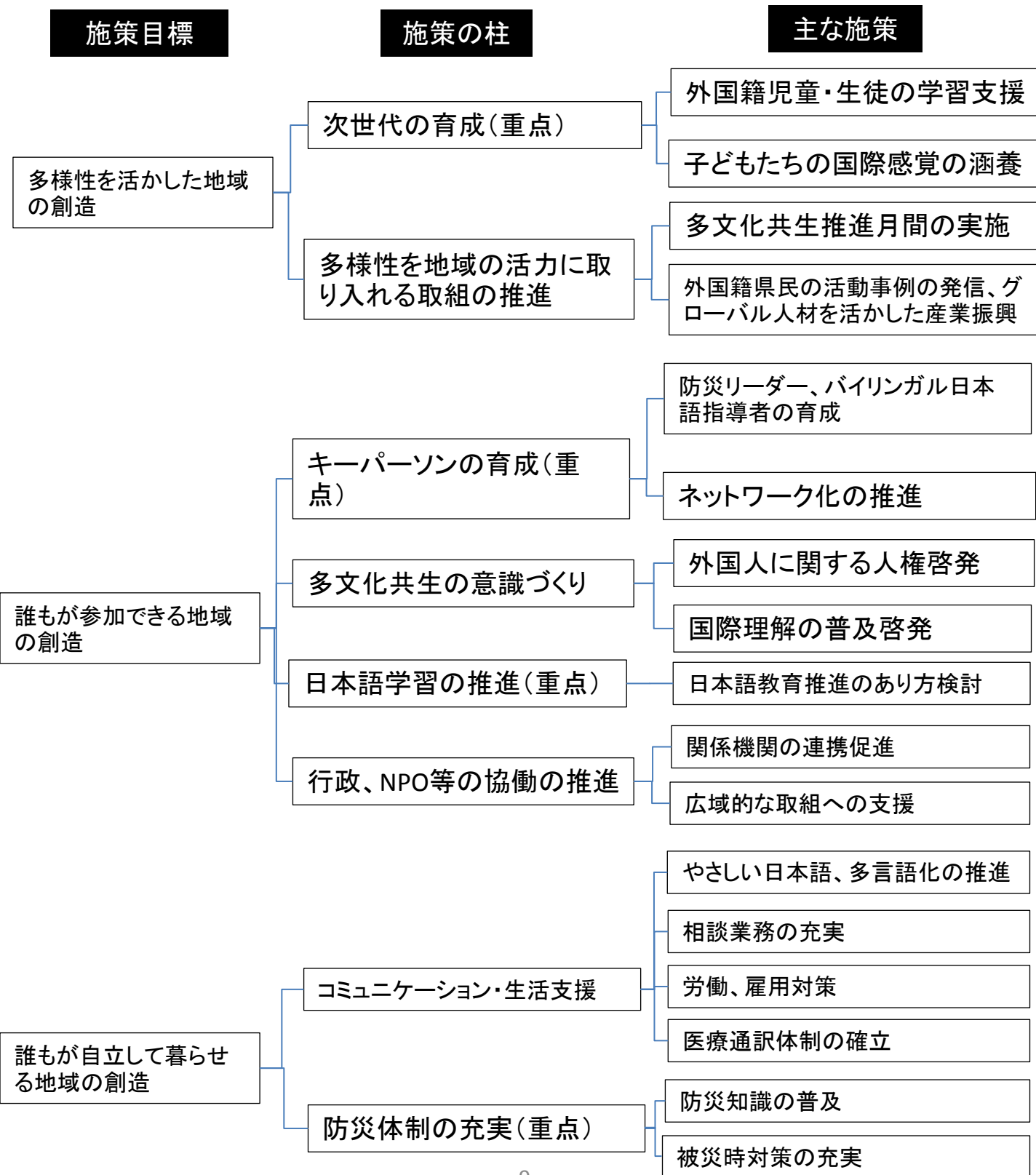
「キーパーソン等の育成を通じて、外国籍県民自らが参加する地域づくりを推進する」という要素を掲げます。

3 【多様性を活かした地域】

「外国籍県民の存在を積極的にとらえ、多様性を活かした長野県らしい地域づくりを推進する。」

外国籍県民が活躍できる社会を目指す、女性や高齢者も活躍できる社会に変わっていきけるような、多様性を受け入れることで社会のあり方を見つめなおすといった視点を入れるため、「外国籍県民の存在を積極的にとらえ、多様性を活かした長野県らしい地域づくりを推進する。」という要素を掲げます。

第3章 施策目標と主な施策



第4章 推進のための役割分担の明確化

【役割分担を明確化】

- 国 : 外国人の受入れについて基本的な考え方を整理、外国人を取り込む自治体への支援、国の行う制度の周知 ほか
- 県 : 市町村、NPO等の支援、広域的な取組を促進、人材の育成、県の実行制度の周知 ほか
- 市町村 : 生活支援策、市町村の実行制度の周知、地域の基本的なルールの周知、日本語学習支援 ほか
- 支援者、NPO : 他の団体や行政との連携、ネットワーク化、外国籍県民のニーズの把握 ほか
- 事業者 : 外国人労働者の人権の尊重、労働関係法令の遵守ほか
- 県民 : 外国の文化や生活習慣などの理解、対等なパートナーとしての認識、地域のルールの共有 ほか